

郡山市地域子育て支援拠点事業（ニコニコこども館）業務委託に係るプロポーザル選定委員会設置要綱

令和8年1月13日制定

〔こども部子育て給付課〕

（趣旨）

第1条 この要綱は、郡山市地域子育て支援拠点事業（ニコニコこども館）業務委託に係るプロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（適用範囲）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- （1）実施要領の作成に関すること。
- （2）指名業者の選定に関すること。又は、選定基準の作成に関すること。
- （3）企画提案書等の審査及び契約候補者の特定に関すること。
- （4）その他委員長が必要と認める事項に関すること。

（組織等）

第3条 委員会は、委員5名以内をもって組織する。

2 委員は、こども部長、こども部次長兼子育て給付課長、こども部次長兼こども総務企画課長、こども家庭課長、保育課長、とする。

3 委員の任期は、郡山市が本事業業務の契約候補者と契約を締結した日までとする。

（委員長の職務等）

第4条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、こども部長とする。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、こども部次長兼子育て給付課長がその職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席できなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは委員長が決定する。
- 4 会議は、非公開とする。

（守秘義務）

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、こども部子育て給付課において処理する。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年1月13日から施行する。
- 2 この要綱は、郡山市が本事業業務の契約候補者と契約を締結した日に、その効力を失う。